

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画について

平成20年2月15日

1 公的資金補償金免除繰上償還について

「公的資金補償金免除繰上償還」は、地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえ、平成19年度から平成21年度までの臨時特例措置として実施されるものです。通常、地方債を償還期限前に繰上償還する場合は、補償金を支払うこととされていますが、公的資金補償金免除繰上償還では、抜本的な行政改革、事業見直しを行う等の経営改革を前提としてこの補償金が免除されます。

2 計画の内容

将来の財政運営において健全運営を実現するために、経営改革等の改善案や目標数値等を定めた計画です。主な内容は次のとおりです。

- ・ 事務事業の整理、再編、廃止、統合を進め、職員数の縮減を図る。
- ・ 給与水準、定員管理の適正合理化を図る。
- ・ 医薬品の見直しをするとともに診療材料の節減に努める。
- ・ 診療科目別、病棟別の原価計算を検討し、経営の意識改革を図る。

繰上償還額及び補償金額

単位：円

	平成19年度 〔年利7%以上〕	平成20年度 〔年利6%以上 7%未満〕	平成21年度 〔年利5%以上 6%未満〕	合計
繰上償還額 (補償金)	269,737,895 (44,799,321)	72,364,515 (17,520,874)	728,184,639 (101,988,376)	1,070,287,049 (164,308,571)

3 公営企業健全化計画の承認及び公表について

公的資金補償金免除繰上償還については、公営企業経営健全化計画を策定し、公表することが繰上償還承認の条件となっています。同計画(別添)については、昨年12月に総務大臣及び財務大臣から承認されましたので公表するものです。

なお、同計画については、適宜実施状況を確認する必要があることから、今後、当院の中期経営計画の策定と平行して必要に応じて構成市と検討するものです。